その他告示

○内閣府告示第百二十一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものとして指定した施設の公示した事項に変更があるので、同令第三条第二項後段の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十四号の一部を次のように改正し、令和八年十月一日から施行する。

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
［略］	［略］	［同上］	［同上］
文化庁建造物課国立近現代建築資料館	東京都文京区湯島四の六の一五	文化庁企画調整課国立近現代建築資料館	東京都文京区湯島四の六の一五

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○デジタル庁告示第十号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度北海道紋別市冬の生活支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道紋別市一般会計補正予算における、北海道紋別市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和八年度秋田県大仙市原油価格高騰対策生活支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度秋田県大仙市一般会計補正予算における、秋田県大仙市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和八年度東京都武蔵野市むさしの食と暮らし応援第二弾プリペイド式ギフトカード（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度東京都武蔵野市一般会計補正予算における、東京都武蔵野市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第三十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　藤井比早之

一　令和八年度北海道紋別市冬の生活支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道紋別市一般会計補正予算における、北海道紋別市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和八年度秋田県大仙市原油価格高騰対策生活支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度秋田県大仙市一般会計補正予算における、秋田県大仙市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価